

# 平成 29 年度公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認

## 初級障がい者スポーツ指導員養成講習会要項

1. 目 的  
障がい者の適性に合った指導、支援方法を学ぶことにより、障がい者のスポーツの導入に必要な知識・理解を身につけた指導員の養成を図る。また鳥取県における障がい者スポーツ振興を目指す。
2. 主 催  
一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会
3. 後 援  
(公財)日本障がい者スポーツ協会 鳥取県教育委員会 (公財)鳥取県体育協会 (社福)鳥取県社会福祉協議会  
(社福)鳥取県身体障害者福祉協会 (一社)鳥取県手をつなぐ育成会 鳥取県精神保健福祉協会 鳥取県
4. 協 力  
鳥取県障がい者スポーツ指導者協議会
5. 日 時  
受付 8:30～ 開校式 8:50～ 講義開始 9:00～  
平成29年8月19日(土) 9:00～19:30  
平成29年8月20日(日) 8:30～19:00
6. 会 場  
鳥取県立倉吉体育文化会館  
倉吉市山根592-2 電話(0858)26-4441
7. 研修内容  
別紙日程表参照
8. 受講対象者  
県内に居住または勤務する平成29年4月1日現在、18歳以上の者で障がい者スポーツに理解があり、資格取得後は障がい者スポーツの振興に協力できる者。(全日程の受講ができる者に限る。)
9. 定 員  
30名(応募多数の場合は抽選。)
10. 受 講 料  
5,000円(テキスト代・保険料含む)※当日受付にて徴収する。
11. 申込方法  
別紙の申込用紙に必要事項を記入の上、下記に申し込むこと。  
**募集期間 平成29年5月22日(月)～平成29年6月19日(月) 必着**  
※受講決定については、7月7日(金)までに通知する。
12. 登 録
  - (1) 登録希望者は、**登録費用と印鑑を必ず持参すること。**  
登録費用 初回 9,300円(申請・認定料5,500円、年会費3,800円)
  - (2) 初年度登録は、資格認定日から平成30年3月31日までの登録となる。
13. そ の 他
  - (1) 受講者は、運動に適する衣服・室内シューズ等を持参すること。
  - (2) 全課程を修了した者に修了証を交付する。
  - (3) 講習期間中の弁当を注文される方(1個600円程度)は、申込用紙に記入すること。
  - (4) 宿泊の必要な方は、各自で手配すること。
  - (5) 初日の講習会終了後、受講者同士の親睦を図るため懇親会の開催を予定。(会費4,000円程度)参加の有無を申込書に記入すること。※受講決定の際、再度案内する。
  - (6) 指導員の活動内容
    - ① 障がい者スポーツ協会との連携による派遣支援(地域によるスポーツ指導、選手支援、大会引率等)
    - ② 障がい者スポーツ協会事業の協力(障がい者スポーツ大会役員等、スポーツ教室指導等)
    - ③ 障がい者スポーツ指導者協議会の活動
14. 申込み・問い合わせ先  
一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会  
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220  
電 話 (0857)50-1071 FAX (0857)50-1074  
E-mail torikensyospo@ts-sawayaka.jp